

# 新型コロナウイルスワクチンの接種が始まります

町では、町民の皆様の新型コロナウイルスワクチン接種に向け、準備を進めています。5月以降に、65歳以上の高齢者、基礎疾患のある方から順に接種を進めていく予定で、対象者には事前に接種券と予診票を送付します。

## 接種対象者

- 五城目町に住民票のある16歳以上の方
- ※接種に用いるファイザー社製のワクチンは、16歳以上の方が対象となります。

## 接種の優先順位

- 1 医療従事者等
  - 2 令和3年度中に65歳以上になる高齢者（昭和32年4月1日以前に生まれた方）
  - 3 高齢者以外で基礎疾患のある方（2階下を参照）や高齢者施設等で従事されている方
  - 4 60～64歳の方
  - 5 1～4以外の方
- ※ワクチンは今後徐々に供給されることとなりますので、国が定めた優先順位に従い、町民の皆様へのワクチン接種を進めていきます。

## 接種費用

無料

## 接種が受けられる時期

接種を行う期間は、令和4年2月末までの予定です。なお、高齢者への接種の開始は、5月8日（土）以降になる見込みです。

## 接種方法

五城目町に住民票がある方は、原則、五城目町内での接種となります。接種方法は集団接種と個別接種の2種類があり、会場はそれぞれ次のようになります。

- 集団接種会場 町民センター
- 個別接種会場 かかりつけ医での接種が可能か、病院へ直接お問い合わせください。

※定期的に受診をしている方は、主治医に集団接種会場で接種してもよいか、事前の確認をお願いします。

## 接種回数・間隔

2回の接種が必要です。ファイザー社のワクチンは通常、1回目の接種から3週間後に2回目の接種を受けることになっています。

## 接種を受けるまでの流れ

- 1 町から接種券と予診票、予約方



接種対象者には順次、接種券などが入った封筒を送付します。

## 予約方法

- 1 電話での予約  
町コロナワクチン予約相談ダイヤル ☎0570・666・764
- 2 へおかけください。

## ウェブでの予約

詳細が決まり次第、町広報やホームページ等でお知らせします。※接種は地区単位で実施する予定です。そのため、接種予約も地区ごとに受け付けします。地区ごとの予約の開始時期は、今後発送する案内文や町広報、町ホームページ等でお知らせします。

## 65歳以上の方は集団接種会場までバスで送迎

町では、65歳以上の方を対象に、集団接種会場までバスでの送迎を行います。送迎を希望する方は、接種予約の際にお知らせください。また、バスに乗り降りできない方は個別に対応しますので、ご相談ください。

※対象者には、3月下旬に事前調査のハガキを送付しています。

## ワクチンの接種を受けるにはご本人の同意が必要です

ワクチンの接種は、町民の皆様を受けていただくようお願いしていますが、接種を受けることは強制ではありません。ワクチン接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただきます。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などへの接種の強制や、接種を受けない方へ差別的な扱いをすることのないよう、お願いします。

## 問い合わせ先

- 接種券の送付や予約等に関するお問い合わせ
- ▼町コロナワクチン予約相談ダイヤル ☎0570・666・764（平日午前9時～午後4時）
- ワクチン接種のリスクや副反応に係る相談等、医学的知見が必要となる専門的な内容のお問い合わせ
- ▼秋田県新型コロナウイルス相談センター ☎0570・066・567
- ▼厚生労働省新型コロナウイルスコールセンター ☎0120・761・770（午前9時～午後9時）※土日、祝日も開設。

新型コロナウイルスの有効性・安全性などの詳しい情報については、首相官邸ワクチン特設ページまたは厚生労働省ホームページをご覧ください。

◆首相官邸ワクチン特設ページ

◆厚生労働省ホームページ

## 基礎疾患のある方とは

- 1 次の病気や状態の方で、通院や入院をしている方
  - 慢性の呼吸器の病気
  - 慢性の心臓病（高血圧を含む）
  - 慢性の腎臓病
  - 慢性の肝臓病（肝硬変等）
  - インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
  - 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く）
  - 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む）
  - ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている

- 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
  - 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
  - 染色体異常
  - 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
  - 睡眠時無呼吸症候群
  - 重い精神疾患や知的障害
- 2 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方  
 ※BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)  
 ※BMI 30の目安：身長170cmで体重87kg  
 身長160cmで体重77kg

## 新型コロナウイルス感染症が心配なとき発熱などの症状がある場合はかかりつけ医に電話でご相談ください

発熱等の症状が生じた場合は、以下のとおり受診・相談してください。

- 発熱等の症状が生じた場合  
かかりつけ医に電話で相談してください。
- 以下の①～⑥に当てはまる場合  
あきた新型コロナ受診相談センター（コールセンター）に相談してください。
- ①発熱等の症状が生じ、かかりつけ医がない場合
- ②相談する医療機関に迷う場合
- ③かかりつけ医が休診の場合

## 4 新型コロナウイルス感染症に関して不安を感じている場合

- 5 厚生労働省の接触確認アプリ（略称：COCOA）から通知があった場合
  - 6 秋田県版新型コロナ安心システム（新型コロナ対策パーソナルサポート）[LINE] から通知があった場合
- ▶あきた新型コロナ受診相談センター（コールセンター）の電話番号  
 ☎018・866・7050（24時間受付）  
 ☎018・895・9176（8：00～17：00受付）  
 ☎0570・011・567（8：00～17：00受付）

◆秋田県版新型コロナ安心システム

◆接触確認アプリCOCOA